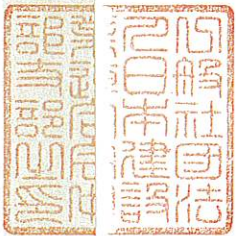




災害時における東海旅客鉄道株式会社所管施設の
応急復旧業務に関する協定書



東海旅客鉄道株式会社 建設工事部

一般社団法人日本建設業連合会 中部支部

災害時における東海旅客鉄道株式会社所管施設の 応急復旧業務に関する協定書

東海旅客鉄道株式会社(以下「甲」という。)と一般社団法人日本建設業連合会中部支部(以下「乙」という。)とは、災害時における甲所管施設の災害応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨、大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等により、甲が管理している施設のうち主に土木工作物及び建築物(以下「所管施設」という。)が被災した場合の応急復旧及び応急復旧用資機材の調達(以下「業務」という。)に関し必要な事項を定め、甲と乙とが協力して被害の拡大防止と被災した所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、甲が要請する被災した所管施設とする。

(業務の内容)

第3条 乙が協力する業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 被災した所管施設の応急復旧に必要となる建設機械・資材、技術者及び労務等の調達及び役務提供
- 二 甲への技術提言

(災害時緊急連絡窓口の通知)

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結後、速やかに乙の会員にかかる情報(会社名、住所、連絡先、担当者名等)を記載した表(以下「会員表」という。)を提出するものとする。また、会員表に変更があった場合には速やかに甲に通知するものとする。

(業務の要請)

第5条 甲は、所管施設に災害が発生し、又は、発生の恐れがある場合において、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために必要と認めるときは、被災状況に応じて、前条に規定する会員表に基づき、乙の会員を特定し、出動を要請できるものとする。

- 2 甲は、前項に基づき、乙の会員に対して出動要請を行ったときは、その内容を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、必要に応じて、乙に対し、本条第1項に基づく乙の会員への出動要請にあたり、会員表記載の情報に加え、乙の会員が保有する建設資機材、技術者及び労務等の情報の提供を求めることができるものとする。

(業務の実施)

第6条 乙の会員は、前条第1項に基づく出動要請を受けた際、第10条第2項を踏まえ、出動が可能な場合は、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または甲が指定する当該所管施設の復旧を所管する者(以下「復旧担当長」という。)の指示により、業務を実施するものとする。

2 前項の会員は、出動後直ちに、現場責任者の氏名及び連絡先、出動時間及び作業員名簿並びに建設資機材等を復旧担当長に報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲または復旧担当長は、第5条第1項に基づく要請に応じて出動した乙の会員と遅滞なく工事請負契約等を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙の会員双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙の会員はその事実の発生後速やかにその状況を復旧担当長に報告し、その処置について協議して定めるものとする。

(保険加入)

第9条 乙の会員は、第6条に基づく業務の実施にあたり、労災保険加入に加え、業務に従事する者の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結するよう努めるものとする。

(他の協定との調整等)

第10条 甲及び乙は、本協定について、次の各号に掲げることを確認した。

- 一 本協定は、乙が甲以外の者と本協定と同じ目的の協定(以下「他の協定」という。)を締結することを何ら妨げるものではないこと。
- 二 被災状況や応急復旧の緊急性等を鑑み、乙が他の協定に基づき要請された業務を優先する場合があること。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から2027年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも書面により何ら申し出がない場合は、引き続き同一条件をもって毎年度継続するものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議するものとする。

以上、協定の証として、本書2通を作成し、甲乙おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2026年9月2日

甲 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
建設工事部長 深見 健史



乙 愛知県名古屋市中区栄3-28-21
一般社団法人日本建設業連合会
中部支部長 鈴木 淳司



